

令和2年12月23日

令和2年 第12回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和 2 年 第 1 2 回 東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 2 年 12 月 23 日（水曜日）午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 1・第 2 会議室

3. 出席委員 1 番 真 如 昌 美（教育長）

2 番 岩 田 圭 子

3 番 藤 宮 志津子

4 番 新 藤 久 典

5 番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学 校 教 育 部

参 事 兼 佐 藤 洋 士

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長

建 築 課 長 兼

教育施設担当

副 参 事

中 橋 健

給 食 課 長 原 里 美

統括指導主事

富 田 和 己

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長

佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

指 導 主 事

高 野 郁 子

指 導 主 事 橋 本 健

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

主 事 後 藤 梨里香

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 19 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 44 号議案 令和 3 年度東大和市学校運営協議会の設置について
- 第 5 第 45 号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に係る意見の
申出について
- 第 6 その他報告事項 (1) 令和 3 年度東大和市教育委員会の基本方針及び主
要施策について
(2) 第 67 回成人式の開催について
(3) 移動図書館（みずうみ号）の今後の運行について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから、令和2年第12回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

○藤宮委員 はい、分かりました。

○真如教育長 ここで傍聴の許可についてお諮りをいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 異議なしということで、傍聴を許可いたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和2年11月24日から12月18日までの教育長の諸務報告であります。

11月24日、火曜日、中学生の「税についての作文」市長賞の授与式に出席をいたしました。

11月25日、水曜日、第15回総合計画策定本部会議に出席をいたしました。

11月26日、木曜日、行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

続いて、東大和市市制50周年記念式典事業及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組推進本部会議に出席をいたしました。

12月1日、火曜日から12月16日、水曜日まで、令和2年第4回市議会定例会に出席をいたしました。

12月17日、木曜日、点検及び評価に関する学識経験者説明会に出席をいたしました。今年からメンバーが替わりまして、廣嶋さんと外池さん、それから新しく和田さんという方に、今回、学識経験者ということでお願いしてあります。

12月18日、金曜日、行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

以上でございます。

ただいまの報告につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 11月24日、税の作文の表彰式出席、ご苦労さまでした。非常に重要な政策だと思います。作文を書くことは重要なことだと思いますけれども、私も他の作文コンクール等の審査を担当した中で、今年度は応募数がかなり急減しているという状態でして、恐らく学校が指導しきれていないのと、内容的に見ても、やはり推敲が十分なされていなくて、結構良いこと書いているけれども、文章が整っていないくて、賞が取れないという例が、例年よりも多かったという印象を持っています。「税についての作文」に関して、東大和市の実態は、応募数の変化などがもし分かれば教えていただければと思います。

○真如教育長 学校教育部参事、よろしいでしょうか。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 「税についての作文」の応募数についてですけれども、やはり例年よりは少ないという状況がございました。内容につきましては、今回の作文の内容、私も幾つか見させていただきましたけれども、やはり賞を取るようなお子さんの作文につきましては、一定の力があるものと考えております。

ただ、学校現場では、コロナ禍で授業が十分できていない年度当初のこともあり、例年よりはなかなか力を入れることができないケースも、もしかしたらあったのではないかと推察はできるところであります。ただ、現実的にどこまでというのは、こちらでは把握ができていないということです。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

○新藤委員 もう一つ、良いですか。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 オリンピック関係ですけれども、聖火リレーがまた年明け始まるということですが、当初予定では、東大和市内でも聖火リレーが行われるということでしたが、やはり実施は変わらないと考えて良いのでしょうか。また何か、聖火リレーの在り方等について何か変化があるのでしょうか。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今年7月、8月にオリンピックとパラリンピックで別々に聖

火リレーを予定しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止で実施できないということで、来年については、やはり同様に7月にオリンピック、8月にパラリンピックと、それぞれまた聖火リレーがあります。東大和市を通る日程もありますけれども、今、資料がなくてすぐお答えできません。

○新藤委員 それでは、結構です。予定どおり行うのですか。

○小俣社会教育部長 予定どおり行います。パラリンピックは、去年と同様平和市民のつどいと一緒に行います。そんなことで、今オリンピック・パラリンピックの担当は、4階の企画課ですけれども、社会教育課が担当している、平和市民のつどいと一緒に聖火リレーが実施できるようにということで、今後、調整していくことになっております。

いずれも市内の沿道を走りますので、そこを見守る皆さん、市民の方、たくさんの方に沿道で見守ってもらいたいということがありますけれども、コロナウイルスの感染状況がよく分かりませんので、そのところは今後東京都とも調整をしていくことになると思っております。

日程が今、分かりました。オリンピックの聖火リレーは7月13日です。パラリンピックは8月23日、東大和市の道路を聖火リレーが走るという予定で、今、事務を進めているところでございます。また、詳細など分かりましたら、お知らせさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○新藤委員 ありがとうございます。

○真如教育長 それでは、先に進みます。

◎日程第3 第19号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第19号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第19号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和2年度東大和市一般会計補正予算（第7号）についてであります。
一般会計補正予算（第7号）は、第4回市議会定例会において、第68号議案と

して提出され、12月1日に原案どおり可決されておりますが、第11回教育委員会定例会開催時点では、市長と最終調整であったため、議案として付すことができず、令和2年11月26日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育部関係は私より、社会教育部関係は社会教育部長よりご説明を申し上げます。

それでは、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、歳入の説明でございます。

資料の3ページ、4ページをお開きください。

21款の諸収入、5項の雑入、1目の雑入、1節雑入のうち、右側の説明欄になりますけれども、教育指導課は172万8,000円の減額であります。2件の歳入は、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中学生アメリカン・サマーキャンプ事業を中止したことによる助成金及び参加者負担金の減額であります。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。

歳出でございます。

10款教育費は、補正額の欄にありますが、3,470万5,000円の減額、補正後の額は50億161万1,000円となります。

1項教育総務費、3目教育指導費は2,136万8,000円の減額であります。補正後の額は17億8,199万4,000円であります。

内訳は、6ページの説明欄をご覧ください。

事業番号11、教育指導管理事務費は194万8,000円の減額であります。

1報酬、会計年度任用職員報酬は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により、水泳指導が中止となったため、不用となった学校プール指導員の報酬の減額を図るものであります。

その下、事業番号14、学校行事・部活動等運営支援事業費は1,952万9,000円の減額であります。いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、学校行事を中止としたための減額補正であります。

12委託料は、音楽鑑賞教室に係る音楽公演委託料の減額として267万円。

13使用料及び賃借料は、学校行事に伴うもののほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴い、小学生の観戦用の送迎のための自動

車借上料減額として1,200万7,000円、学校行事の会場としていた市民会館使用料として100万円を減額するものであります。

18負担金補助及び交付金は、都内の中学生が参加する東京駅伝大会の中止に伴う補助金の減額で35万2,000円、また東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴い、中学生の大会観戦による交通費補助350万円を減額するものであります。

その下、事業番号15、国際理解教育推進事業費は227万6,000円の減額であります。中学生アメリカン・サマーキャンプ事業中止に伴い、消耗品費1万円。

次の7ページ、8ページになりますが、委託料の224万1,000円、使用料及び賃借料2万5,000円の減額であります。

事業番号16、教育センター運営費は49万5,000円の増額であります。第三小学校、さわやか教育相談室内のエアコン修繕に伴う修繕料の増額であります。

その次の事業番号17、情報教育推進事業費は189万円の増額であります。GIGAスクール事業に伴い、プロパイダーの切替えによる増額を行うものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は531万2,000円の増額であります。

事業番号1、小学校運営費は178万1,000円の増額であります。校庭の樹木のうち、倒木が危惧される樹木の伐採費用であります。

その下、事業番号2、小学校環境整備事業費は353万1,000円の増額であります。消防設備点検において、消火栓ポンプ不具合の指摘があったため、ポンプを取り替えるための費用であります。

次に、3目特別支援学級費は111万6,000円の減額であります。

事業番号1、小学校特別支援学級事業費の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、宿泊学習を中止したことに伴い、委託料11万6,000円、使用料及び賃借料64万9,000円、扶助費35万1,000円の減額であります。

9ページ、10ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費は769万3,000円の増額であります。

事業番号1、中学校運営費は201万7,000円の増額であり、先ほどの小学校運営費と同様、校庭の樹木のうち、倒木が危惧される樹木の伐採費用であります。

事業番号2、中学校環境整備事業費は567万6,000円の増額であります。小学校運営費と同様、消防設備点検において、消火栓ポンプ不具合の指摘があったため、

ポンプを取り替えるための費用であります。

次に、3目特別支援学級費は200万7,000円の減額であります。

事業番号1、中学校特別支援学級事業費の減額につきましては、特別支援学級介助員の通勤費として、旅費19万円の増額、そのほか新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、宿泊学習を中止としたことに伴い、委託料16万円、使用料及び賃借料138万7,000円、扶助費65万円の減額であります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部の説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。

1ページをご覧くださいと思います。1ページ、お願いいたします。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金は585万2,000円の減額であります。

2ページの社会教育課、スポーツ振興等事業費補助金も同額であります。

内容であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、実施予定でありましたふれあい市民運動会、市民文化祭、ロードレース大会、多摩湖駅伝大会、こちらを中止としたことから、受け入れる予定でありました補助金を減額するものであります。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

21款諸収入、5項1目1節雑入は853万6,000円の増額であります。

4ページになりますが、社会教育課の多摩・島しょ広域連携活動助成金につきましては258万4,000円の減額であります。内容であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、実施予定でありました地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業が中止となりましたことから、受け入れる予定でありました助成金を減額するものであります。

歳入につきましては、以上の2件であります。

続きまして、歳出でございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。9ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費は2,224万3,000円の減額であります。

1枚おめくりいただきまして、12ページの右上の上段になりますが、事業番号

4、成人式事業費につきましては5万6,000円の増額であります。内容であります、令和3年1月11日に開催予定であります成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年と異なりまして、中学校区ごとに対象者を2分割して開催をする予定であります。そのために、感染拡大防止対策等の入場整理に係る経費を追加するものであります。

その下、事業番号6、市民文化祭事業費は170万9,000円の減額であります。こちら、内容につきましては新型コロナウイルスの感染症、感染拡大に伴いまして市民文化祭を中止したことから、未執行の見込まれる関連経費を減額するものであります。

続きまして、その下、事業番号7、平和事業費は1,291万8,000円の減額であります。内容でありますけれども、こちらにつきましても新型コロナウイルスの関係で、平和市民のつどいにつきましては、今回、ユーチューブ版で実施をいたしました。しかしながら、そのほかの平和関連事業につきましては中止にいたしましたことから、未執行の見込まれる関連経費を減額するものであります。

続きまして、13ページです。3目図書館費につきましては265万8,000円の増額であります。

14ページになりますが、事業番号1、中央図書館管理費も同額であります。内容であります、10節需用費、⑥修繕料では、中央図書館の給湯室、換気扇の修繕として23万8,000円を計上いたしました。

その下の14節工事請負費では、中央図書館の進相コンデンサ取替工事費としまして49万5,000円、冷温水発生器等改修工事費といたしまして192万5,000円を計上するものであります。

次に、13ページにお戻りいただきまして、5項保健体育費につきましては45万円の減額、その下の1目保健体育総務費は1,316万2,000円の減額であります。

また、14ページになりますが、事業番号2、スポーツ推進委員活動費につきましては135万2,000円の減額であります。内容であります、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、予定しておりました各種スポーツ事業が中止となりまして、スポーツ推進委員の活動日数が減ったことによりまして、未執行の見込まれる関連経費を減額するものであります。

次に、その下の事業番号3、スポーツ振興事業費につきましては1,242万円の減額であります。内容であります、こちらにつきましても新型コロナウイルス

の感染症、感染拡大に伴いまして、予定しておりました、そちらに記載の各種スポーツ事業等が中止となったため、準備等に要した経費、また中止が決定していない事業に係る経費を除き、減額をするものであります。

続きまして、15ページをご覧くださいと思います。

2目体育施設費は1,303万2,000円の増額であります。

16ページに行きまして、事業番号1、体育施設運営費は687万8,000円の増額であります。内容でありますが、10節需用費、⑥修繕料の施設修繕料の104万8,000円は、市民プールの流れるプールに設置されております流水ポンプ4台のうち、3台が稼働できない状態でありますことから、そのうちの1台を修繕するための予算であります。

また、14節工事請負費、上仲原公園テニスコート照明設備改修工事費は583万円の増額であります。内容でありますが、照明灯が8灯、立っていますけれども、その照明設備のうち、今年度1灯、既に改修をしましたけれども、さらにほかの3灯の照明設備においても、点灯不良がありますことから、追加をして改修するものであります。

その下の事業番号2、新型コロナウイルス感染症対策事業費、21節補償、補填及び賠償金につきましては615万4,000円の計上であります。内容でありますけれども、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に伴いまして、今年度、市民プールを開設することができませんでした。その関係で、指定管理者に対しまして営業補償を行うものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○新藤委員 感想でもいいですか。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 やはり今回を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響によって、多くの事業が中止した結果、それらにかかる予定だったものが、減額になっている。これを見るだけで、市民にとって、いかに大きな痛手であったかということが分かりますし、また担当部署の社会教育部は本当に新型コロナウイルスの対応に振り回されて、本当にご苦労だと思います。

ただ、ご苦労だと申し上げながらも、今後まだ収束する見込みが全くないので、

今後ともさらに厳しくなることも、成人式も含めて予想されることから、本当に皆さん、体を壊さないように頑張っていただければと思っております。

ありがとうございました。

○真如教育長 ほかにございますか。

○藤宮委員 単なる質問ですけれども、無知ですみません。中央図書館の進相コンデンサの進相は、コンデンサは分かりますけれども、進相とはどういうものですか。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 このコンデンサは、図書館は大きい建物ですので、高圧受電設備、キュービクルという言い方をしていますが、そこで1回、高圧の電流を受けてきたものを、このコンデンサを通して安定させて、進相コンデンサ、通常のコンデンサと変わりはないと聞いています。

機能としては、先ほど言いましたように、高圧の電気を安定させて送ることによって、電力会社の電気料金が割引対象になるとか、いろいろな効力があるものなので、どうしても取り替えなければいけないので、替えさせていただいています。

説明になりましたでしょうか。

○藤宮委員 コンデンサとかキュービクルについては知っているのですが、進相というところが、どんなものなのかと思ってお聞きしました。

○真如教育長 ほかにございますか。

○岩田委員 私も先ほど新藤委員がおっしゃったように、いろいろな行事が、これを見ただけでも中止になっているというのが良く分かって、すごくご苦労されているのだろーと思いました。また、学校でもいろいろ行事も中止になって、子どもたちがそれに対して、各校の学校だよりを見せていただくと、いかにそれが、今までの行事ができなくても、何か新しいことに取り組んでいこうという、その前向きな気持ちがすごく見えて、早く終息して、それこそ今までのような活動ができるようになることを願っているばかりです。

どうも1年間、ご苦労さまでした。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 学校の緑化整備委託料について伺いたいのですが、これは各学校どの

くらいの範囲で割り振りがあるのでしょうか。少し気になったのが、用務員さんがかなり高齢な方がたくさんいらっしゃるって、何本か木を切りたいけれども、あまりお願いしてもいけないような、迷ったりする姿というか、お話を伺うことがありまして、処理範囲が割り当てられているのか疑問に思ったのでお聞きしたいです。

○真如教育長 建築課長。

○中橋建築課長兼教育施設担当副参事 学校の緑化整備委託料につきましては、年度当初に各小・中学校ごとに予算を配分いたしまして、配当しています。各学校の大きさ、規模等によって割り当てて配布しています。

それと、もう一つ、こちら教育委員会でも予算を確保しておりまして、学校で木を切ってその予算を使っていただく、もしくは教育委員会で、もう少し広く何本かまとめて切るときは、教育委員会で対応して増額したところでございます。

以上です。

○内野委員 分かりました。では、自然災害とか、万が一、何かというときには、こちらから対応していただけるということですね。

○中橋建築課長兼教育施設担当副参事 はい。

○内野委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第19号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第19号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第44号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会の設置について

○真如教育長 日程第4、第44号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会の設置について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第44号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会の設置について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

本件は、令和3年度から新たに学校運営協議会を設置する学校、いわゆるコミュニティ・スクールとして指定する学校でございます。既に令和2年度に学校運営協議会を設置した6校を除く小・中学校へ、協議会設置の意向を確認したところ、小学校から2校、希望があったところでございます。

つきましては、令和3年4月1日から、新たに学校運営協議会を設置する学校を、東大和市学校運営協議会規則第3条に基づき、東大和市立第一小学校、第五小学校の2校に決定したいというものであります。

説明は以上であります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第44号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会の設置について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第44号議案 令和3年度東大和市学校運営協議会の設置について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第45号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する 条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第5、第45号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第45号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館に、指定管理者制度を導入するに当たり、東大和市立図書館条例に指定の手續等の必要事項を規定する必要があることから、同条例の一部改正を行うものであります。

また、併せて東大和市立図書館運営規則に規定する事項のうち、条例に規定すべき事項を整理し、条例に移行した内容となっております。

なお、今回の改正につきましては、指定管理者の募集や選定に関するものなど、令和3年4月1日に施行しなければならない事項に対する規定と、令和4年4月1日から指定管理者に運営をさせるために必要な事項に対する規定を、お手元の資料のとおり、それぞれ第1条、第2条として、それらを1回の改正で処理をさせていただく手法を取らせていただいております。

それでは、条例の一部改正の内容につきまして、お手元の資料に基づき、ご説明申し上げます。

資料の新旧対照表の第1条をご覧ください。

条例の案文ではございませんで、A4、横判の新旧対照表であります。

下線を引いております部分が、今回、改正する箇所になります。

第1条につきましては、図書館法第10条の規定に基づき、図書館を設置することを明文化するため、見出し及び内容を修正したものであります。

第2条につきましては、設置と名称及び位置について規定をしていますが、現在の条例への規定の考え方に合わせまして内容を整理し、名称及び位置といたしました。

第1項の設置につきましては、既に第1条で規定をしているため、第2項を第1項に繰り上げて規定をしております。

第3条につきましては、東大和市教育委員会の略称規定を加えました。

裏面になります。

第4条につきましては、運営規則から移行をいたしました内容となります。図書館の利用は、公の施設を利用する権利に該当するため、その権利を制限するためには、地方自治法第14条第2項により、条例に定める必要がありますことから、運営規則から移行し、規定をするものであります。

第5条につきましても、運営規則から移行した内容であります。免除規定につきましては、権利の放棄に該当するため、地方自治法第96条第1項、第10号に規定をいたします特別の定めといたしまして、条例に規定するものであります。そのため第1項には、施設等に関する損害賠償、第2項には資料に関する損害賠償として規定をいたしました。

第6条から第8条でありますけれども、地方自治法等に基づきまして、指定管理者制度の導入について必要となる規定を新たに加えたものとなります。内容につきましては、第6条は指定管理者の指定の手続について、第7条は指定の取消しについて、そして第8条は教育委員会と指定管理者は、協定を締結しなければならないことを規定しております。

次に、新旧対照表の第2条をご覧くださいと思います。

1／8ページになります。

条文中の第2条は、規則から開館時間及び休館日に関する表を移行したため、別表が2つになりますことから、ここでは別表第1と表記を変えております。

改正前の第3条の管理につきましては、もともと地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条、並びに第32条によりまして、図書館は教育委員会が所管することとされておりますことから、削除いたしました。

しかしながら、指定管理者は対象となりませんので、第7条で指定管理者に行わせることができる旨を規定しております。

改正後の第3条につきましては、図書館で行う事業を条例で規定する必要がありますことから、現在の規則にあります事業に係る記載内容を整理した上で、条例に移行し、規定をしてございます。

続きまして、第4条にありますけれども、裏面になります。第4条の開館時間及び休館日につきましては、運営の基本的な内容でありますことから、規則から移行し、条例に規定をいたしました。

それから、第7条、また第9条から第11条、そして第13条、第15条につきましては、指定管理者の管理に係る条文として、新たに加えた内容となっております。

第7条のことになりますけれども、3／8ページになります。第7条では、地区館の管理は、指定管理者に行わせることができるとしたものでありまして、第8条は略称規定を削除したもので、内容の変更はございません。

続きまして、第9条、4／8ページになります。第9条におきましては、指定

管理者が行う業務について規定をしたものでありまして、主な内容は改正後の第3条の事業となっております。

続きまして、第10条でございますが、指定管理者が行う管理の基準についての規定でありますけれども、第2項では指定管理者の提案によりまして、教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる規定を設けております。

5／8ページになりますが、第11条につきましては、指定管理者が行う、毎月及び毎事業年度終了後に行う報告について定めたものとなります。

第12条につきましては、指定の取消しについて、業務の停止に係る文言を追加し、第1号と第3号を新たに加えました。

続きまして、第13条でございますが、6／8ページです。

第13条におきましては、指定の期間を満了した場合等に、指定管理者が行う地区館の原状回復について規定をいたしました。

続きまして、第15条でありますけれども、指定管理者による管理を行う場合の読替えについて定めたものであります。第4条のただし書並びに第5条が読替えの対象となります。

最後に、別表についてであります。別表は2つとなりまして、記載のとおりということでございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 新旧対照表、第2条についてですけれども、第4条のただし書にある開館時間及び休館日の変更と、第10条第2項に規定されている開館時間及び休館日の変更との違いを教えてくださいたいと思います。

よろしくお願いします。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 第4条につきましては、臨時的な開館時間及び休館日の変更になります。例えば、特別資料整理期間や休館を伴うような大規模工事、または新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に伴う臨時休館などが挙げられます。

また、第10条の2項につきましては、指定管理者の提案により、指定期間内において常態的に開館時間を延長したり、休館日を減らしたりすることができるという内容を規定しております。

以上です。

○岩田委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

内野委員。

○内野委員 同じく新旧対照表、第2条についてですけれども、第6条の損害賠償についての第1項の施設等に関しては、ただし書で、「市長がやむを得ない理由があると認めたとき」となっております。

第2項の資料についてのただし書のほうは、「教育委員会がやむを得ない理由があると認めたとき」となっております。この違いは、どのような理由があるか教えてください。

お願いします。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 第6条、第1項の施設、設備又は備品に損害を与えた者につきましては、現金による賠償となる可能性が高く、その賠償請求権は債権に当たり、その管理は市長の権限となることから、市長がやむを得ない理由があると認めたときと規定をしております。

また、第2項の資料につきましては、教育委員会で購入し、管理する物品であること、また原則として言説弁償であることから、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときとしております。

以上です。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 良いですか。

ほかにございますか。

藤宮委員。

○藤宮委員 第14条に、教育委員会は、指定管理者と協定を締結することが規定されていますけれども、協定書には具体的にどのような内容が盛り込まれる予定なのでしょうか。

○真如教育長 中央図書館長。

○**當摩中央図書館長** 指定管理者を募集する際に、仕様書に業務内容や条件を示し、公募型プロポーザル方式で指定管理者の募集を行います。そして、応募のあった事業者の中から、優先交渉権者を選定し、その事業者と再度、業務の条件等を確認し、取り決めた内容を文書としたものが協定書となります。

協定書の内容といたしましては、指定管理者の業務の範囲や、業務の実施に当たっての注意事項、備品の管理、指定管理料、リスク分担、指定期間及び満了について、指定の取消しについてなどがございます。これらの事項について、細かい取決めを記載しまして、相互の内容に取り交わすものでございます。

以上です。

○**藤宮委員** かしこまりました。ありがとうございます。

○**真如教育長** ほかにございますか。

新藤委員。

○**新藤委員** 先ほど改正にわたる説明の中で、現在は図書館運営規則と定められているものを、この条例の改正に当たって条例に移行させるという説明が何箇所かあったと思います。この運営の規則から、条例に移行させるということの意味合いはどういうことなのかということ。また、そのことによって利用者等に何か、規則から条例になったことによって、利用者等への影響はあるのかご説明いただければと思います。

○**真如教育長** 中央図書館長。

○**當摩中央図書館長** 今回の図書館条例の一部改正により、規則に規定するものと、条例に規定し直すことによる市民等への新たな影響というものはないと考えております。

今回、規則から移行する項目は、第3条の事業について、第4条の開館時間及び休館日について、第5条の図書館の利用の制限について、第6条の損害賠償についてとなります。

第3条の事業につきましては、現行のものを第6号までに整理いたしましたが、内容自体の変更はなく、利用者への影響はないと考えております。

それから、第4条の開館時間及び休館日につきましては、今回の見直しによりまして、開館日等は拡大しておりますが、条例に規定することによる利用者への影響はございません。

ただしですね、指定管理者から提案があった場合に、条例の別表第1に掲げて

いる開館時間及び開館日を超えまして、サービスの提供ができるということがされた場合には、そちらの変更できることを可能というふうにしております。

それから、第5条の図書館の利用の制限につきましては、営利目的ですとか公序良俗に反するような利用等に対する制限であり、一般的なものとなっております。既に現行の規則でも規定している内容ですので、利用者に新たに影響を与えるということはありません。

また、第6条の損害賠償につきましても、結局は民法上の判断ということになりますので、新たな影響には当たらないと考えております。

○小俣社会教育部長 条例に格上げするのかという、質問が増えていきます。

○當摩中央図書館長 すみません。規則から条例に格上げする内容につきましては、その時代、時代の条例に盛り込むべき内容というものが、市の文書課で考えがありまして、その条件に照らして必要と思われるものを、規則から条例へ、この機会に格上げしているという内容になります。

以上です。

○新藤委員 ありがとうございます。

○真如教育長 それでは、私から第4条以降の各条文の中に、教育委員会という言葉がよく出てきています。各条文の中の教育委員会の意味は、それぞれ重要度が異なって、全てが教育委員会定例会に諮られるとは思わないです。各条文における意思決定等の判断をどのようにしていくのか、説明してください。

お願いします。

○當摩中央図書館長 例えば、第4条におけます教育委員会が認めたときについては、開館時間の変更、または臨時に休館できるというもので、こちらにつきましては現在も特別資料整理期間の設定などにつきましては、中央館長の決裁で可能としております。しかし、第10条の第2項にありますような、指定管理者から承認を求められて、開館日等を常態的に変更するような場合につきましては、教育委員会定例会にお諮りさせていただきまして、決定していくという必要があると考えております。

このように、条文ごとに意味合いや重要性、あるいは対応に必要な時間の長さなども異なりますので、条例とは別に取扱基準のようなものを備えておきまして、その都度、判断していきたいと考えております。

以上です。

○真如教育長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第45号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第45号議案 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を承認と決します。

◎日程第6 その他報告事項

○真如教育長 続いて、日程第6、その他報告事項を行います。

報告事項1、令和3年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、本件の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 令和3年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、ご説明申し上げます。

本日、机上に配付させていただきましたその他報告(1)の資料をご覧ください。

左側が現行、今年度、令和2年度です。右側が、主要施策の変更案となっている新旧対照表になります。基本的には、右側に変更があったところ、網かけの下線を引かせていただいております。

簡単にご説明を申し上げます。

上から順に、「令和2年度」を「令和3年度」と変えさせていただいております。

その下、網かけで、なお、令和3年度においては、「東大和市GIGAスクール構想」の推進をとっているところを最重要課題としているところでございます。

さらに、その下の網かけですが、確かな学力の中で、学力向上として、今申し上げましたGIGAスクール構想、それと左側を見ていただくと、⑨学力向上プ

プロジェクト委員会で始まっている文があるかと思います。こちらにつきましては、9番目にあったのですが、こちらのGIGAスクール構想と密接に関係することと、重点課題であることから、トップに移動をいたしました。

続きまして、お手元資料、2ページ、3ページ、ご覧ください。

お気づきかとは思いますが、削除をしたところは空欄のままで、網かけの下線だけを引いてございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

(7)SDGsの視点を取り入れた教育活動の充実、こちらのあたりを17のゴールを目指す、その教育に関して追記をしているところでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

上の①、GIGAスクール構想で、児童・生徒1人1台コンピュータ及び高速通信ネットワークを整備し、活用を促進するという点。

それから、③は今年の7月に皆さまからご承認いただきました学校の再編に係る計画をきちんと推進して、進めていくことを追記させていただいております。

続きまして、16ページをご覧ください。

こちら社会教育の旧日立航空機株式会社変電所の保存・改修工事を進めておりますので、そのあたりを現在の表記に変更しております。

その後、次のページ、1ページからまた始まっておりますが、こちらは今お話をしました新旧対照表を通常どおりに直した読みやすい状態にしておりますので、参考にしていただければと思います。

なお、この1ページの教育委員会の教育目標と次の2ページの基本方針は変えずにその次の3ページから先の主要施策(案)を今回検討して、来年度用を作成することになっております。

おめくりいただきまして、ページ番号がなくて恐縮ですが、11ページの後のスケジュールについてをご覧ください。

報告資料1の最後、令和3年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策の策定スケジュールについて、こちら本日、12月23日、皆さまに、案を提示させていただきました。

以降、年を明けまして来年1月22日の教育委員会定例会でぜひ皆さまからご意見等を頂戴できればと思っております。2月4日の教育委員懇談会と最終的には2月25日の教育委員会定例会に付議をさせていただいて、ご承認をいただきたい

と考えております。

教育委員の皆さまからは、随時、ご質問、ご意見等をいただければ、その都度、対応させていただきまして、その次の会議のときには直したものを提示及びご説明を再度したいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上となります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ないようですので質疑を終了いたします。

報告事項 2、第67回成人式の開催について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○高田社会教育課長 社会教育課から、1点、報告をさせていただきます。

令和3年第67回東大和市成人式につきましては、既に委員の皆さまにご案内を送付させていただきまして、出席について回答をいただいているところであります。

改めてとなりますが、年明けの成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、式典を2分割制で実施をすることとし、式典後の新成人によりますアトラクションにつきましては、今回、実施をしないことで決定をしているところであります。

また、来賓につきましては、例年、国会議員、都議会議員、市議会議員のほか、多くの方にお越しをいただいているところでありますけれども、今回の来賓は市議会議長お一人のみとさせていただいたところであります。

また、教育委員の皆さまにおかれましては、例年、舞台の主催者側のところに座っていただいて、ご紹介等させていただいていますが、今回は舞台上の密についても回避する必要があるということから、会場前方の座席を用意させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、紹介につきましては、お名前をお一人ずつ読み上げさせていただきますので、お手数ですけれども、その場で立ち上がっていただいて、後方を少し見ていただいて、対応していただければと思っております。

最後に、日程、スケジュールの最終確認となりますけれども、今回、2部制ということで、1部につきましては第一中学校と第四中学校を卒業された方が対象

となりまして、受付開始が11時30分、式典開始が正午となります。2部につきましては、第二中学校、第三中学校と、第五中学校を卒業された方でありまして、受付開始が午後2時30分、式典開始が午後3時で、式典につきましてはそれぞれ30分程度、予定しているところであります。

会場にお越しいただく時間を含めると、ちょうど昼をまたぐような時間となりまして、また1部と2部の間に多少の時間がありますことから、例年と違った対応となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、控室につきましては、準備をさせていただきますので、休憩を取っていただくことも可能となります。

私からは以上です。

○真如教育長 ご質問ありましたら、お願いいたします。

第一中学校で本来ならば1部だけども、式するときには、2部の学校と一緒にあって並ばせてもらっても、それは可能ですか。

○高田社会教育課長 今回は、例年と違う時間スケジュールで行うということありますので、もしかすると場合によっては着付けの時間が間に合わないとか、また都合がつかないという方もいらっしゃると思いますので、原則、先ほど申し上げた学校のご案内としておりますけれども、仮に違う回にお越しいただいても、お帰りいただくことはなく、基本的には出席していただくということで考えております。

以上です。

○真如教育長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項の3、移動図書館（みずうみ号）の今後の運行について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 その前に1点、先ほど新藤委員から、規則から条例に格上げる理由についてのご質問いただきまして、1つ追加説明させていただきたいと思います。地方自治法の第244条の2がございまして、こちらには公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないという規定がございまして、こちらを取らせていただいて、今回の改定にも当てさせていただいているということになります。

以上です。

○真如教育長 分かりました。

続いて、お願いします。

○當摩中央図書館長 それでは、引き続きまして、移動図書館（みずうみ号）の今後の運行について、ご説明をさせていただきます。

資料を見ていただきたいと思いますのですが、1番の経緯ですが、こちらにつきましては何度かご説明してきておりますが、みずうみ号の老朽化等により、今年度をもちまして移動図書館事業については廃止としたい考えを持っております。

この説明をさせていただいた中で、現在利用されている方が、今後どのような対応を求めているのかについて、確認する必要があるのではないかとご意見をいただきましたので、令和2年第8回の教育委員懇談会でご説明しました利用者アンケートを実施いたしました。このたび、その結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきますと思います。

添付資料の別紙を見ていただきたいのですが、移動図書館「みずうみ号」アンケート結果についてです。

アンケートの実施日につきましては、1番に記載のとおりで、5か所の各ステーションを2回ずつ回ってアンケートを取っております。

2番のアンケートの回答数ですが、全体で23件ありまして、内訳は括弧書きのとおりです。

それから、3番の回答内容になりますが、1の予約した資料の受け取りが15、2の資料の返却が14ということで、大半の方が、こちらを希望されているという結果になりました。

各ステーションの回答につきましては、表に掲げているような状況です。

それから、4番になりますが、3番のところで、その他3がありますが、その内容の1つ目が、上北台団地に小さい自動車で来てほしいということ、向原ですが、この辺に分館があったら嬉しいということです、それから、近くの公民館などで予約の受け取りや市外の図書館から借りた本の返却をしていただけると嬉しいということですというご意見をいただいています。

5番になりますが、自由意見ということで、いただいた意見を全て列挙したものを載せてございます。

最後の6番、検証ということで、これらの自由意見なども含めて、全てのもの

で検証を行っておりますが、各ステーションともに、予約資料の受け取りと資料の返却を望む声が多いのと、もう一つ、代替サービスの実施を望む声も多くなっております。みずうみ号を残してほしいという意見も四、五件いただいておりますが、全体としては廃止もやむを得ないのではないかとのご意見であり、またみずうみ号が来ないことによって、図書館を利用できなくなってしまうというご意見は、今回のアンケートの中ではなかったと捉えております。

こうしたことから、図書館では代替サービスを実施したいと考えております。

資料の最初に戻っていただきまして、2番のみずうみ号廃止に伴う代替サービス案ですが、記載のとおり現行のステーションを、現行と同じ時間帯に庁用車のワゴン車で巡回し、事前予約のあった資料の受け取り及び資料の返却を実施する。さらに、現行と同様にノートパソコンを携帯していくことから、新規利用の登録や所蔵資料の予約なども受けることができますので、こちらを実施していきます。

また、各ステーションの利用者向けに新刊書や地域で読まれそうな資料を、少量ですがコンテナボックスに入れて持っていくことも考えております。

それから、3番になりますが、サービスの開始時期と今後について、開始時期は令和3年4月1日から開始しまして、2年間この方法で利用度等を検証して、その後、廃止も含めた見直しをしたいと考えております。

次の4番ですが、事業廃止に向けた事務手続ということで、1点目は、本日、この定例会にてアンケート結果についての報告をさせていただいております。

2点目は、令和3年第1回の教育委員会定例会へ、東大和市立図書館運営規則の一部改正について、議題に挙げさせていただきたいと考えております。

3点目は、同運営規則の一部改正について庁議へ付議した後、規則の一部改正の起案をして、決裁後に市民の方への周知を図りたいと思っております。

市報に掲載できるのが、最短で2月15日号と考えております。

4点目の移動図書館につきましては、令和3年3月末をもって事業の廃止をいたします。

最後の5点目ですが、廃止したみずうみ号の廃車手続につきましては、総務管財課へ依頼するということで考えております。

それから、最後の5番、PRについてですが、こちらは先ほども申しましたが、2月15日号の市報、図書館ホームページ、市公式SNSやポスター、チラシ等で周知を図っていきたいと考えております。

足早になりましたが、説明は以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

移動図書館の車は何年ぐらい使ってきたのですか。

○當摩中央図書館長 平成元年11月の車両届ですので32年目になります。

○真如教育長 それから、アンケートですが、お声を読んでも、随分愛着のある車だったということを感じました。少し寂しいですね。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第12回東大和市教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 3時10分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 藤宮 志津子